

京都市上下水道局入札及び契約に関する苦情処理要綱

制定 平成24年12月 3日

改正 平成27年1月19日、平成28年4月1日、平成28年5月31日
平成30年4月1日、令和3年3月31日

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 入札及び契約の過程に関する苦情の処理（第3条～第14条）
- 第3章 競争入札参加停止の措置に関する苦情の処理（第15条・第16条）
- 第4章 工事成績評定に関する苦情の処理（第17条～第24条）
- 第5章 苦情処理検討委員会（第25条～第29条）
- 第6章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、政府調達に係る苦情処理手続（平成11年5月27日京都市告示第135号）その他別に定めがあるもののほか、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条第1項に規定する適正化指針に基づき、京都市上下水道局が発注する工事の入札及び契約に係る苦情を適切に処理するための手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議による解決）

第2条 入札及び契約の過程、競争入札参加停止（京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第6章に定める競争入札参加停止をいう。以下同じ。）の措置又は京都市上下水道局工事成績評定要領に定める工事成績の評定に不服がある者は、直ちに第2章から第4章までに定める手続によらざるを得ないときを除き、まず、これらの事務を所管する課、場、所、又はセンター（以下「事務所管課」という。）の職員に対し、説明を求め、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

2 前項の規定により説明を求めた者は、第2章から第4章までに定める手続のうち苦情の申出又は説明の請求の期間を経過してもなお協議による解決が図られないおそれがあると認めるときは、当該期間を経過するまでに、当該苦情の申出又は説明の請求の手続を行うものとする。

3 事務所管課の職員は、当該事務について説明を求められたときは、適切に説明し、協議による解決が図られるよう努めなければならない。

4 第1項及び前項の規定の運用に当たっては、京都市上下水道局は第2章から第4章までに定める手続の行使を不当に制限しないように留意しなければならない。

第2章 入札及び契約の過程に関する苦情の処理

(苦情の申出の対象となる工事)

第3条 入札及び契約の過程に関する苦情の対象となる工事は、次の各号に掲げるものとする。ただし、政府調達に関する協定（WTO協定）その他の国際約束の適用を受ける工事及び予定価格が250万円を超えない工事については、この限りでない。

- (1) 一般競争入札による工事
- (2) 公募型指名競争入札による工事
- (3) 意向反映型指名競争入札による工事
- (4) 前2号に掲げる工事以外の指名競争入札（以下「通常指名競争入札」という。）による工事
- (5) 随意契約（見積合わせによるものを含む。以下同じ。）による工事

(苦情の申出)

第4条 苦情の申出ができる者及び申出ができる範囲は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札による工事
 - ア 競争入札参加資格がないと認められた理由の通知を受けた者で当該理由に対して不服があるものは、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、当該理由について説明を求めることができる。
 - イ 総合評価競争入札において落札できなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服があるものは、管理者に対し、落札できなかった理由について説明を求めることができる。
- (2) 公募型指名競争入札及び意向反映型指名競争入札による工事
指名されなかった理由の通知を受けた者で当該理由に対して不服があるものは、管理者に対し、当該理由について説明を求めることができる。
- (3) 通常指名競争入札による工事
競争入札参加有資格者として名簿に登載された者のうち、入札の対象とされた契約と同一の工事種目に登載されている有資格者で、当該指名競争入札に参加できる者として指名されなかったことに対して不服があるものは、管理者に対し、その指名されなかった理由について説明を求めることができる。
- (4) 随意契約による工事
競争入札参加有資格者として名簿に登載された者のうち、当該契約と同一の工事種目に登載されている有資格者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服があるものは、管理者に対し、当該契約の相手方として選定されなかった理由について説明を求めることができる。

(苦情の申出の期間等)

第5条 苦情の申出は、次に掲げる期間内に、文書により行わなければならない。

- (1) 前条第1号アに掲げる工事 競争入札参加資格がないと認めた理由の通知をした日

の翌日から起算して5日（京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）

(2) 前条第1号イに掲げる工事 落札者の決定結果の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）

(3) 前条第2号から第4号までに掲げる工事 指名業者名の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）

(4) 前条第5号に掲げる工事 随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）

2 前項の文書には、申出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）、申出の対象となる工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

（苦情の申出の却下）

第6条 管理者は、苦情の申出の期間が徒過したとき、その他明白に申出の適格を欠くと認められるときは、文書によりその申出を却下することができる。

（苦情の申出に対する回答）

第7条 前条の規定により苦情の申出を却下する場合を除き、管理者は、苦情の申出があったときは、苦情を申し出ることができる期間の末日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、文書により回答するものとする。ただし、苦情の件数が多数に及ぶ等、事務を処理するうえでの困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、当該5日以内に回答の期間を延長することができる。

2 前項の文書（以下「苦情申出回答書」という。）には、第9条に規定する再苦情の申出ができる旨を教示するものとする。

（苦情の申出に係る結果の公表）

第8条 管理者は、前条第1項の規定により回答したときは、苦情の申出をした者が提出した文書及び苦情申出回答書を、速やかに閲覧により公表するものとする。

（再苦情の申出）

第9条 苦情申出回答書を受けた者で、当該苦情申出回答書による説明になお不服があるものは、京都市公契約審査委員会要綱第5条第1項に規定する契約審査専門部会（以下「契約審査専門部会」という。）に対し、再苦情の申出を行うことができる。

2 前項の再苦情の申出は、苦情申出回答書を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、文書により行わなければならない。

3 第5条第2項の規定は、前項の文書について準用する。

（再苦情の申出の却下）

第10条 契約審査専門部会は、再苦情の申出の期間が徒過したとき、その他明白に申出の適格を欠くと認められるときは、申出があった日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、文書によりその申出を却下することができる。

(契約審査専門部会の審査)

第11条 前条の規定により再苦情の申出を却下する場合を除き、契約審査専門部会は、再苦情の申出をした者及び事務所管課の課長等からの文書の提出その他契約審査専門部会が必要と認める方法により、再苦情の申出に対する審査を行うものとする。

(再苦情の申出に対する審査結果の通知)

第12条 契約審査専門部会は、再苦情の申出をした者及び事務所管課の課長等に対し、契約審査専門部会の審査の結果を文書により通知するものとする。この場合において、再苦情の申出が認められなかったときは、再苦情の申出に理由がないと判断した理由を示してその旨を明らかにするものとする。

(是正措置)

第13条 再苦情の申出に対する契約審査専門部会の審査の結果、その申出が認められたときは、管理者は、再苦情の申出をした者及び契約審査専門部会に対し、前条の文書(以下「通知書」という。)を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、契約審査専門部会の審査の結果を踏まえたうえで管理者が講じようとする措置の概要を示すものとする。

(再苦情の申出に係る結果の公表)

第14条 契約審査専門部会は、第12条の規定により通知をしたときは、再苦情の申出をした者が提出した文書及び通知書を、閲覧により速やかに公表するものとする。

2 契約審査専門部会は、前条の規定により管理者が講じようとする措置の概要が示されたときは、速やかに閲覧によりこれを公表するものとする。

第3章 競争入札参加停止の措置に関する苦情の処理

(苦情の申出等)

第15条 競争入札参加停止の措置を受けた者は、その事実を知った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、管理者に対し、文書によりその理由について説明を求めることができる。

2 第5条第2項、第6条及び第7条の規定は、競争入札参加停止の措置に関する苦情の申出について準用する。

(再苦情の申出等)

第16条 前条第2項において準用する第7条第1項に規定する苦情申出回答書を受けた者で、当該苦情申出回答書による説明になお不服があるものは、契約審査専門部会に対し、再苦情の申出を行うことができる。

2 第9条第2項及び第3項並びに第10条から第13条までの規定は、競争入札参加停止の措置に関する再苦情の申出について準用する。

第4章 工事成績の評定に関する苦情の処理

(説明の請求)

第17条 工事成績の評定の結果について通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日か

ら起算して14日（休日を含む。）以内に、管理者に対し、文書により評定の内容について説明を求めることができる。この場合において、説明の請求は、当該工事の施工を担当する課、場、所又はセンター（以下「工事担当課」という。）を経由して行わなければならない。

- 2 前項の文書には、請求者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）、請求の対象となる評定に係る工事、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。

（説明の請求の却下）

第18条 工事担当課は、説明の請求の期間が徒過したとき、その他明白に請求の適格を欠くと認められるときは、文書によりその請求を却下することができる。

（説明の請求に対する回答）

第19条 前条の規定により説明の請求を却下する場合を除き、管理者は、説明の請求があったときは、速やかに、文書により回答するものとする。

- 2 前項の文書（以下「説明請求回答書」という。）には、第20条に規定する再説明の請求ができる旨を教示するものとする。
- 3 第1項の回答については、工事担当課及び技術監理室監理課（ただし、監理課が工事担当課である場合は、技術監理室長が指定する課）の長が協議のうえ、行うものとする。

（再説明の請求）

第20条 説明請求回答書を受けた者で、当該説明請求回答書による説明になお不服があるものは、次章に定める京都市上下水道局工事契約苦情処理検討委員会（以下「苦情処理検討委員会」という。）の委員長に対し、再説明を求めることができる。この場合において、再説明の請求は、工事担当課を経由して行わなければならない。

- 2 前項の再説明の請求は、説明請求回答書を受けた日の翌日から起算して14日（休日を含む。）以内に、文書により行わなければならない。
- 3 第17条第2項の規定は、前項の文書について準用する。

（再説明の請求の却下）

第21条 工事担当課は、再説明の請求の期間が徒過したとき、その他明白に請求の適格を欠くと認められるときは、文書によりその請求を却下することができる。

（苦情処理検討委員会の審査）

第22条 前条の規定により再説明の請求を却下する場合を除き、工事担当課は、再説明の請求に係る文書を苦情処理検討委員会の事務局に送付するものとする。

- 2 苦情処理検討委員会は、再説明の請求をした者及び工事担当課からの文書の提出その他苦情処理検討委員会が必要と認める方法により、再説明の請求に対する審査を行うものとする。

（再説明の請求に対する審査結果の通知）

第23条 苦情処理検討委員会の委員長は、再説明の請求をした者及び工事担当課に対し、

苦情処理検討委員会の審査の結果を文書により通知するものとする。この場合において、再説明の請求が認められなかったときは、その理由を明らかにするものとする。

(是正措置)

第24条 再説明の請求に対する苦情処理検討委員会の審査の結果、その請求が認められたときは、管理者は、再説明の請求をした者及び第27条の苦情処理検討委員会の委員長に対し、苦情処理検討委員会の審査の結果を踏まえたうえで管理者が講じようとする措置の概要を示すものとする。

第5章 苦情処理検討委員会

(苦情処理検討委員会)

第25条 第20条に定める再説明の請求について、公平かつ客観的に審査を行うため、苦情処理検討委員会を置く。

(苦情処理検討委員会の構成)

第26条 苦情処理検討委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 技術監理室長
- (2) 総務部長
- (3) 水道部長
- (4) 下水道部長
- (5) 総務部契約会計課長
- (6) 技術監理室監理課長

(委員長)

第27条 苦情処理検討委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、技術監理室長とする。
- 3 委員長は、苦情処理検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第28条 苦情処理検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 苦情処理検討委員会は、委員（委員長を除く。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 苦情処理検討委員会の議事は、出席した委員（委員長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を苦情処理検討委員会の会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第29条 苦情処理検討委員会に関する事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、技術監理室監理課が担当する。

第6章 雑則

第30条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成24年12月 3日決定）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（平成27年1月19日決定）

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（平成28年3月28日決定）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成28年5月31日決定）

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月31日決定）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。